

埼玉県母子保健運営協議会要綱

(名称)

第1条 本会は、埼玉県母子保健運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 県内の母子保健関係機関（保健、医療、福祉）の相互の連絡協調を図り連携を深めることで、母子保健推進のための協力体制を強固なものとし、もって母子保健の向上に資することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 母子保健の推進に関すること。
- (2) 母子保健事業の実施に関する調整及び研究に関すること。
- (3) 県民に対する母子保健知識の普及啓発に関すること。
- (4) 新生児聴覚検査に関すること
- (5) その他目的達成に必要な事項

(協議会の組織)

第4条 協議会は、保健、医療、福祉、学識経験者、関係行政機関等の関係者の中から、保健医療部長が選任する15名以内の委員で組織する。

- 2 協議会に専門事項を協議するため、専門部会を設置することができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときは、速やかに補充しなければならない。補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 4 会長は、必要に応じ、会議に専門部会の委員を出席させることができる。
- 5 会議の議決は、出席委員の過半数を必要とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、埼玉県保健医療部健康長寿課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

ただし、最初の任期については、昭和63年7月1日から昭和65年3月31日とする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。